

京都府サプライチェーン省エネ推進事業補助金

事業者のサプライチェーンでの脱炭素化を推進するため、省エネルギー施設又は設備の更新に要する経費の一部を助成します。

補助対象者	京都府内において、既に事業活動を営んでいる既築の工場、事業場、店舗等を有する中小企業者等
補助対象事業	① 照明設備（LED照明設備等） ② 空調設備（冷暖房機器等） ③ ボイラー設備（工業用ボイラー、給湯機器等）
補助対象要件	○既存設備を京都府が指定する設備に更新するもの（経済産業省の「省エネ事業補助金」指定設備） ○サプライチェーン全体における温室効果ガス排出量の削減を計画する事業者が、当該計画に位置付ける事業として認めるもの ○SBT認定取得事業者又は京都ゼロカーボン・フレームワークを活用したサステナビリティ・リンク・ローンを組成した者（SBT認定取得事業者等）
補助率	1/3 以内 又は 1/2 (※) 以内 ※SBT認証取得事業者等
補助金額	50 万円以上 ～ 250 万円以下

※詳しくは、HPをご覧ください。

<https://www.kyoto-3rbiz.org/hojo2/>

